

愛ちゃん と 希望くん



やわたはま

社協だより

72

平成30年3月1日

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

ホームページは [八幡浜市社協](#) まで

平成29年度 八幡浜市社会福祉大会



市長表彰を授与される、入口松司 氏

平成30年1月27日（土）、

13時30分から16時まで、八幡浜市文化会館ゆめみかんにて、「平成29年度八幡浜市社会福祉大会」を開催しました（主催：八幡浜市社会福祉協議会）。

当日は、約600名の方にご出席いただきました。

本大会は、地域福祉のさらなる充実を図ることを目的として

しています。多様化する問題・課題を共有し、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向けた活動に、一人ひとりが考え、参画する機会として

毎年開催しています。式典では、多年にわたり本市の社会福祉の発展に尽力され、多大な功績を残された方々を顕彰

します。今年も、八幡浜市長表彰3名、八幡浜市社会福祉協議会会長表彰13名6団体、

八幡浜市社会福祉協議会感謝状5名5団体に対して、日頃の活動に対する感謝の意を表し、顕彰しました。

寒い中、多くの方にご来場

いただき、盛会に開催することができました。

式典・表彰者の皆さま
ご紹介

八幡浜市長表彰

■ 民生委員・児童委員功勞

中元せい子さん （江戸岡地区）

栗田 晴美さん （松蔭地区）

民生児童委員として、各地区において、地域での見守り、相談、支援に熱心に取り組まれる。また、地区社会福祉協議会においても、地域福祉向上のため、地区社協活動に取り組まれる。赤い羽根共同募金運動では、率先して募金活動に協力している。

■ 優良ボランティア功勞（個人）

入口 松司さん

平成7年度第2回精神保健ボランティア養成講座を受講後、「精神保健ボランティアグループ はまかせ」の会員となり活動する。その後、平成16年5月より会長に就任。現在、64名の会員と共に積極的に社会福祉活動を行っている。

八幡浜市社会福祉協議会会長表彰

■ 社会福祉施設功労

二宮 怜子^{りょうこ}さん

平成19年4月1日社会福祉法人八幡浜少年ホームの職員として採用以来、入所児童の直接処遇の職務にあたってきた。入所児童に対して、情熱と愛情を持って関わり、児童及び同僚からの信頼も厚い。

新地 利恵^{りえ}さん

平成20年4月1日社会福祉法人八幡浜少年ホームの職員として採用以来、入所児童の直接処遇の職務にあたってきた。児童に対して情熱と愛情を持って関わり、現在は家庭支援専門相談員として、入所児童及び保護者（家庭）との調整を行う。

■ 優良ボランティア（個人）

西川 久美子^{くみこ}さん (舌田地区)

福祉委員として、給食活動をはじめ、地区の福祉活動全般に対し、積極的に活動。他の模範となる。

米花 佐智子^{さちこ}さん (舌田地区)

独居高齢者に対する様々な福祉活動に積極的に参加。特に給食活動の中心メンバーとして欠かすことのできない存在である。

山内 愛子^{あいこ}さん (川上地区)

平成23年4月より6年間、見守り推進員として活動。その間、勤務をしながら週1〜2回担当地区の訪問活動を熱心に行う。対象者を想う活動姿勢は、他の模範となる。

井上 シズ子^{しずこ}さん (双岩地区)

双岩地区の給食サービスにおいて中心的な役割を担い、休まず積極的に活動。他の模範となる。また、14年間見守り推進員として地域の高齢者の支えとなる。



久保田 美恵子^{みえこ}さん (日土地区)

地区社協の給食ボランティアを12年間努め、内2年間会計、3年間福祉委員を兼務する。地域の高齢者の生活を見守りながら、地区社協の事業に積極的に協力。

櫻木 愼子^{しんこ}さん (宮内地区)

長年に渡り、保内赤十字奉仕団の役員を務める。平成21年10月から見守り推進員として地域の福祉向上に貢献される。

宮本 かよ子^{かよこ}さん (磯津地区)

長年に渡り、地区の民生委員、婦人会会長、地区社協会計、見守り推進員、日赤奉仕団と様々なボランティア活動に従事される。現在、日赤奉仕団の分団長を務める。

山越 義晴^{よしはる}さん

平成20年に点訳奉仕員養成講座を受講。翌年から「点訳サークル竹の子会」に加入。視覚障がい者が世に出ている書物を少しでも多く読めるよう、点訳活動に努める。また、団体の実習部副部長として、講習会・学習会の指導を行う。

福岡 敦子^{あつこ}さん

平成11年「朗読ボランティアどんぐり」に加入後18年間、市の広報などの音声訳、小学校や施設等における読み聞かせ、視覚障がい者のためのボランティア活動、後輩の指導等に熱心に取り組まれた。

伊住 榮子^{えいこ}さん

平成11年「朗読ボランティアどんぐり」に加入後18年間、広報等の音声訳、小学校における読み聞かせ、後輩の指導等に熱心に取り組まれた。

西川 昌行^{まさゆき}さん

平成6年度以降、八幡浜市老人クラブ連合会会計係として3役入りし、歴代の会長・副会長の補佐役として事業の企画立案を担当。老人クラブの活性化を図っている。旧八幡浜市・保内町の合併時に大きく貢献し、現在の八幡浜市老人クラブ連合会の基礎を築いた。



受賞者を代表して謝辞を述べる中元せい子氏

■ 優良ボランティア (団体)

五反田唐獅子保存会

地元「湯嶋天神社」の唐獅子で、秋季祭礼には神輿「宮出し」「御旅所」において舞を奉納し、氏子各家庭を回り「厄除け・家内安全」を祈願する。地元伝統の継承に努力する。2017年には、発足40周年を迎えた。

NPO法人 かわうそ復活プロジェクト

10年以上に渡り活動。自然環境調査による成果として、地域密着型の自然図鑑などを製作し、無料配布している。その図鑑を使用した自然観察会を実施している。

ミキノリア磯津

平成20年より、磯津公民館のサークル活動としてフラダンスを開始。練習に努める傍ら、年に5〜6回、地域の公民館活動や敬老会、高齢者施設等地区内外問わずダンスを披露し、ボランティア活動に励んでいる。

諏訪崎を愛する会

平成15年発足以降、諏訪崎を中心として八幡浜市内の海浜の環境保全及び市民のゴミに関する意識の関心を深めるための写真展示活動を実施している。

■ 優良地区社会福祉協議会

川上地区社会福祉協議会

■ 優良地区民生児童委員協議会

八幡浜市民生児童委員協議会

(川之石地区)

八幡浜市社会福祉協議会感謝状

■ 「まごころ銀行」預託(金銭)感謝

個人 田中 滋子さん

上甲 シズさん

萩森 正一さん

菊池富貴子さん

吉村 紀行さん

団体 点訳サークル「竹の子会」

南予歌謡同好会

医療法人青峰会くじらグループ

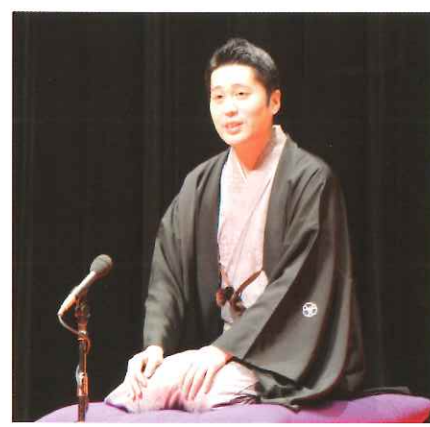
八幡浜かもめスイング会

八幡浜陶芸会



感謝状を授与される
点訳サークル竹の子会代表 日野文恵氏

記念 講演 地元出身落語家さんのお話で、みんなが笑って健康に!



柳家花ん謝氏

式典後の記念講演では、八幡浜市出身の落語家 柳家花ん謝(やなぎや・かんしゃ)氏により、「一日一席一笑 懸命落語と生きる」と題してお話と落語を披露いただきました。

花ん謝氏は、2003年に柳家花禄(やなぎや・かるく)氏に入門し、前座名「柳家禄太(やなぎや・ろくた)」として落語会に入りました。その後修行を重ね、2007年二つ目に昇進、現在の名前に改名されました。2016年『第15回さがみはら若手落語家選手権』優勝、2017年『北とびあ若手落語家競演会』大賞を受賞される等実績を重ねつつ、現在、東京を中心に年間300席の高座をつとめています。前半は、笑いを誘う軽快なトークで、ご自身のこと、日々の過ごし方のコツ

についてお話されました。「歳を重ねるごとに、一年が早く感じるらしい。過ぎてしまったことは仕方がないので、如何に過ごすかが肝心。笑って一年を振り返ることができるよう日々を重ねていけるかが大事になって来る」「笑いには、免疫があがる効果があると言われており、特に、声に出して笑うと効果がある。今日は面白くてもそうじゃなくても、思いつ切り声を出して笑ってほしい」と、前向きなメッセージを、笑いを交えて投げかけられました。

また、東京の落語会の『見習い・前座・二つ目・真打』の4つの階級や、落語家の世界について解説されました。花ん謝氏は、今年9月に落語家の最高位である真打に昇進することが決まっております。講演中にもその報告をされ、会場内には温かな拍手が起りました。

初めて落語を聞く人にも分かりやすい桃太郎、鶴の恩返しを題材とした小話や、聞く側を引き込む語り口による落語を披露されました。

「落語は生ものであり、その瞬間にしか成立しない芸能。聞く側の想像力を駆り立て、世界観を無限に広げることができると語られた花ん謝氏。最初から最後まで、会場は大きな笑いと拍手に包まれました。」

盲導犬学校キャラバン

小学校2校で盲導犬のお仕事を学ぶ



歩行体験
ヒカに寄り添い安心して歩行

ら学び、見えにくい人も盲導犬と生活していること、外出手段は盲導犬だけでなく、白杖や手引き歩行があることを確認し、それぞれのメリット、デメリットを知りました。

また、盲導犬の一生についても教えていただきました。訓練センターや盲導犬ユーザー以外にも、生後2ヶ月から1歳までを過ごすボランティア『パイプウォーカー』や、『引退犬飼育ボランティア』、盲導犬になるには至らなかった『キャリアチェンジ犬飼育ボランティア』など、多くの人と出会いながら一生を過ごします。

盲導犬ができる仕事は、「障害物を教える」「曲がり角で止まって教える」「段差で止まって教える」ことです。人と一緒に過ごすことの楽しさ、褒められることの嬉しさを通して訓練をしていきます。

平成30年1月17日(水)、神山小学校(4年生)及び喜須来小学校(4・5年生)を対象に、盲導犬学校キャラバンを開催しました。

この事業は、毎年大洲市社会福祉協議会の橋渡しを受けて開催しています。公益財団法人 日本盲導犬協会 島根あさひ訓練センター 普及推進部の黒田匠氏と盲導犬PR犬のヒカ(雌2歳)を講師に迎え、盲導犬の仕事や盲導犬と共に暮らす視覚障がい者(以下、盲導犬ユーザー)の状態や生活について学習しました。

全国に30万人以上いる視覚障がい者の内、全盲の方は約6千人であり、大半は目の見えにくい方です。人によって違う症状について疑似体験をしながら

最後のまとめでは、黒田 氏より「盲導犬ユーザーと盲導犬が、それぞれの不得意を補い、支え合いながら生活している。皆さん自身ができることは、困っている盲導犬ユーザーさんがいたら、優しく声をかけること。ただし、犬が仕事に集中できるように、犬には触らずユーザーさんに声をかけてほしい」とお話がありました。

生活支援コーディネーターのひとりごと



先日、「見守り活動」から「見守られ活動へ」(著：酒井 保)を購入する機会がありました。その中で、「豊かな暮らしとは、自分の存在が認められていて、自分が必要とされているという環境のなかでの暮らし」であり、「本来、支える・支えられるという両方の行為が相まって、支え合いとならなければならぬのではないか。お互いさまも、やってあげているだけでは、(ありがたい)という言葉も次第に(すみません)という言葉に変わってしまう」と記されていました。

ロンを訪問しています。「してほしいこと」「できること」の例が書かれたカードを用いて、誰がどんな手助けを必要としていて、どうすれば解決に結びつくかを、ゲーム感覚で和気あいあいと話し合っています。例えば：

『ゴミ出し』のカードを出しながら、「主人が手伝ってくれない」と訴える妻。夫は朝ゆっくり起床し、散歩することが趣味であると『散歩』のカードを選択。同じく『散歩』を選んだ方から、「二人では不安なので一緒に散歩しましょう」とか、「散歩のついでに一人暮らしの方へ声かけができる」等、新たな支え合いが生まれた。

この時には夫がゴミ出しの手伝いを約束することになりました。みんなで大いに笑い、楽しく考えながら、支え合いの実践に繋がってきています。

一人ではない、仲間がいるという感覚を持ちながら、支え合いの輪が広がっていけば良いと思います。



自分にあてはまるカードを選択

今、地域支え合い協議体千丈地区の取り組みの1つとして、代表の上脇氏と一緒に千丈地区内のサ

ご存知ですか？

成年後見制度 あなたらしく生きるために

成年後見制度 って何？

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金や不動産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

どんな 場合に 使うの？

たとえば……

最近もの忘れがひどくて、アパートの管理費の計算をまちがえることも。代わりにお金のことをみてくれる人はいないかしら……？



親族間のトラブルをさけるためにも、老人ホームにいる父の財産管理を、第三者にたのみたい……。



軽い認知症の母は、必要もないのに高価なものを買ってしまい、困っている。また被害にあわないようにするにはどうしたらよいか……？



知的障害の兄の貯金を弟が勝手に使いこんでいるようだ。兄の財産を守るためにも、管理する人をきちんと決めておきたい……。



元気な今のうちに、もしもにそなえて、友人に財産管理をたくしておきたい……。



認知症で入院している父の家や土地を売却して、入院費用にあてたい……。



病院で初期のアルツハイマーと診断された。人生を悔いなくまっとうするために、病気が進行したあと、だれにお金や生活のことをまかせるのか決めておきたい……。



障害をもつ子どものために、わたしたちが死んだ場合を考え、子どもへの財産のひきわたしや施設への入所手続きなどをおこなう人を決めておきたい……。

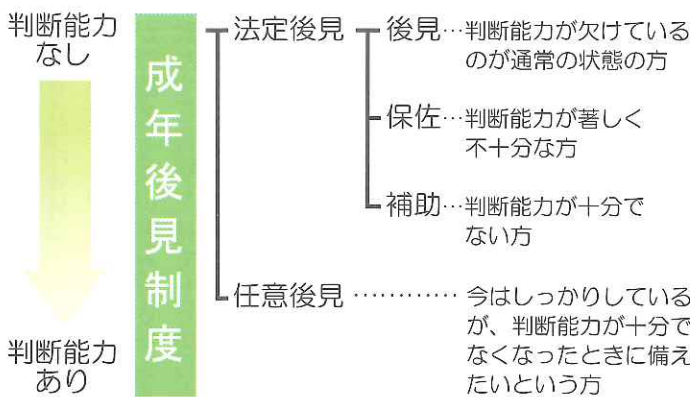


どんなしくみなの？

成年後見制度は、「法定後見制度」「任意後見制度」の2つに分かれています。

「法定後見制度」は、認知症などにより、判断能力が不十分な人を対象者としている制度です。

「任意後見制度」は、現在はしっかりしているけれども、将来、判断能力が不十分になったときに備える制度です。



利用するには どうすればいいの？

利用するためには、所定の手続き（申立や契約）が必要になります。また、手続きができる人は、決められています。

法定後見制度では「本人・配偶者・四親等内親族・市区町村長等」が、任意後見制度では、「本人」が手続きを行うこととなります。

法定後見制度は「家庭裁判所」で、任意後見制度は「公証人役場」で手続きを行います。

利用料は？

裁判所に申し立てる手数料、公正証書作成費用（任意後見の場合）、利用者の判断能力を確認するための鑑定（鑑定料は個々の事案によって異なります）や診断等に費用がかかります。

* 法定後見を申し立てる場合はおおよそ10万円程度必要といわれています。

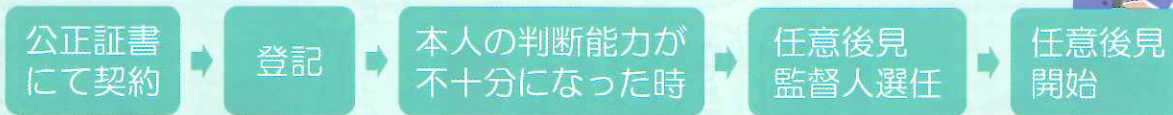
また、後見人等への報酬にも費用がかかります。

手続きのながれ

◆法定後見制度



◆任意後見制度



成年後見制度を利用して暮らす当事者の事例

1. Aさんについて

- ・ 70代後半（女性）
- ・ 未婚
- ・ 自営業をする実家の後を継いで、長年一家の家計管理を任されていた。
- ・ 弟（70代前半）と同居。
- ・ 妹（70代前半）の介護をしている。

2. 経緯

Aさんは、妹の介護のために一軒家を借りています。妹は、Aさんの手続きで介護保険サービスを利用していました。5年前から、Aさんは保健センターへ「書類が分からなくなった」となど頻繁に相談に来るようになりました。いつも同じ服を着ていたり、夏の暑い日にセーターを着て来るなど、気になる点が見られました。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター（以下、包括）がAさんの様子を確認するため、自宅を訪問しました。部屋には妹のための大きな介護用ベッドが置いてあり、周りには物が散乱していました。郵便物や領収書も山積みで、手続きが必要な書類や、税金等の督促状もそのままになっていました。

弟は、仕事中に頭を強く打ったことが原因で、文字の読み書きが苦手です。散乱する書類も「見ても分がらん」と言われていました。

半年が過ぎたころ、妹が体調を崩し、入院することになりました。この頃から、Aさんは精神的に不安定になり、「大家さんが台所に勝手に入って来る」「家の鍵を壊された」「弟が自転車を隠した」などの被害妄想が出始めていました。

妹は入院から約1年後、市内の病院で亡くなりました。

3. 相談

Aさんには認知症の症状が疑われ、弟も手続きをすることが難しい状態です。お金の管理や適切な支払い、サービスの利用、各種手続きなどの支援が必要と考えられました。成年後見制度の利用が検討され、包括より、八幡浜市社会福祉協議会（以下、市社協）が八幡浜市から受託している八幡浜市権利擁護センター（以下、権利擁護センター）へ相談が入りました。

権利擁護センターの社会福祉士が相談対応を行い、Aさんや弟の状況を確認しました。

Aさんは、今いる場所や自宅に帰る

道順が分からなくなったり、物忘れが増えてきていました。包括から病院受診の働きかけを行い、Aさんは、認知症専門医を受診することになりました。Aさんは、アルツハイマー型認知症の診断を受けました。併せて、介護保険の申請も行われ、要介護1に認定されました。

弟と面談したところ、弟は文字の読み書きが難しいものの、意思疎通はしっかり出来ました。契約によって日常的な手続きのお手伝いをする「福祉サービス利用援助事業」を弟と市社協が契約し、金銭管理や様々な手続きのサポートを利用することになりました。

Aさんの成年後見制度の利用に至るまで、包括、権利擁護センターが連携し、側面的に暮らしを支援していきましました。

4. 申立て

Aさんには、弟の他にもきょうだいがいますが、高齢であったり、疎遠で連絡がつきません。経済的な課題もあり、適切に申立てをする親族がいないため、八幡浜市による市長申立てを行うこととなりました。

5. 受任

市長申立てが受理され、Aさんの成年後見人に、市社協が選任されました。

6. 受任後

成年後見人に選任された市社協は、まずAさんの財産や収支の確認を行いました。

Aさんの収入は、国民年金月額約4万円。同居する弟も同程度でしたが、預貯金があったため、二人で生活することが出来ていました。成年後見人は、支払いが滞らないように、必要な支払いの確認や、口座振替等の手続きを行いました。Aさんに必要な日用品や食事は弟が用意してくれていたため、Aさんの預貯金から適切な額を弟にお渡しすることになりました。

Aさんは認知症があるため、薬の内服、認知症の進行予防、弟の介護負担の軽減を目的に、介護保険サービスの利用が必要でした。成年後見人である市社協は、Aさんと弟の意思を最大限に尊重しながら、介護保険サービス事業所と契約をして、デイサービスの利用をスタートしました。

包括は、Aさんの支援を、介護支援専門員（ケアマネジャー）、デイサービス職員、成年後見人にバトンタッチしました。

7. Aさんの暮らし

デイサービスに通うようになったAさん。認知症が少しずつ進行するものの、穏やかに生活することが出来るようになりました。

Aさんは話好きで、いつも楽しい話を聞かせてくれます。数年前は、喫茶店でコーヒーを飲むのが日課で、「〇〇のコーヒーが美味しいのよ」と教えてくれました。

弟は、Aさんに成年後見人が選任されたことで、手続きの心配や不安が解消され、表情が穏やかになりました。また、Aさんが介護保険サービスを利用することで、趣味の釣りに行くことが出来るようになりました。

8. 現在

成年後見制度を利用して1年が経過したころ、Aさんが家に帰れなくなるようになりました。近所の方が声をかけてくれることもありましたが、深夜に外出して、警察に保護されることもありました。弟、介護支援専門員、成年後見人が話し合いを行い、施設入所を検討しました。弟も加齢による体力の低下から、自宅での生活、Aさんの介護が難しくなっていました。話し合いの結果、Aさんと弟は同じ施設へ入所することが決まりました。成年後見人は、Aさんの入所の手続き、利用料の支払い、施設職員との連絡調整を行いながら、入所後のAさんを支援しています。

現在、Aさんは要介護4。認知症は進行していますが、話好きな一面は相変わらずで、施設の良きムードメーカーとなっています。

9. 弟のコメント

姉（Aさん）について

「一緒にいると腹が立つこともあるけど、今まで家のことをやってきてくれた姉ちゃんだから、出来る限りは僕が見てあげたいと思っています。」

暮らしを振り返って

「姉ちゃんが認知症になってから、分からないことばかりで、僕たちだけではどうにもなりません。みなさんに助けてもらったから、今もこうして姉ちゃんと暮らせていると思います。」



Aさんがデイサービスで作製した作品

出張研修会「より良い支援をめざして」

八幡浜市権利擁護センターでは、担当職員が高齢者施設等に出向き、出張研修会を開催しています。平成29年度は、介護老人保健施設 西安、養護老人ホーム あげぼの荘で実施しました。

今回の研修内容は、権利擁護と高齢者虐待防止です。残念なことに、施設職員による虐待は、全国的に年々増加しています。その原因は多岐に渡りますが、根幹には、誰もが持っている『幸せに生きる権利』を守るという視点が、厳しい介護現場において薄れがちになっていることがあります。

前半では、私たちが生まれながらに持っている権利(個人の尊重、自己決定権、表現の自由など)について学び、このような権利を無意識に侵してしまいうことが、虐待へとつながるという認識を深めていきました。虐待は突然起こるものではなく、日々の業務の中で疎かにしているケア(不適切なケア)が積み重なって起こります。研修では、職員一人ひとりが、自分が行っている支援について考える機会を設けて、利用者の権利を侵害していないか、どこか問題点はないか、について考えました。

後半では、「高齢者虐待防止法」について学びました。万が一、施設内で虐待が発生した場合、職員には通報す

る義務が課せられています。職員は虐待を見つけたやすい立場にあることを自覚し、業務に当たらなければなりません。虐待が発生させないことも重要ですが、虐待が起こっている場合に、早期に脱する対応の大切さを学びました。

【参加した職員から】

・自分たちが思っている以上に、身近に虐待の芽になる事柄があるのだと実感しました。

・日々、今の自分のケアを振り返り、確認しながら業務に当たりたい。

【出張研修会の相談・お問い合わせ】

八幡浜市社会福祉協議会

電話：23-2940

費用：無料



出張研修会の様子(あげぼの荘)

平成29年度 虐待防止セミナー

「いつまでも幸せに生きる権利を守る ～基本的人権の視点から～」

日時：平成30年 **3月23日** (金)
午後7時～午後9時

場所：JAにしうわ 5階 スターホール
八幡浜市江戸岡1丁目12番10号

参加費：無料

対象：介護医療福祉関係者、権利擁護に関心のある方など、どなたでも



講師

修文大学健康栄養学部管理栄養学科
教授 **山本 克司** 氏

松山市出身。社会福祉学博士。八幡浜市権利擁護センター・権利擁護推進協議会委員長。憲法・基本的人権の視点から高齢者虐待防止の研究を行っている。

【申込・お問い合わせ】

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 地域福祉課
TEL: 23-2940 FAX: 23-0506